

○ ○				
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> 甲 収 去 証 </div> <table border="1" style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">記 号</td> <td style="width: 50px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">番 号</td> <td></td> </tr> </table> </div>	記 号		番 号	
記 号				
番 号				
1 被収去者の住所 2 被収去者の氏名又は法人名 3 収去品名 4 収去数量 5 収去目的 6 収去日時 令和 年 月 日 午 前後 時 7 収去場所 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第38条第1項の規定に基づき、上記のように収去する。 令和 年 月 日 収 去 者 所 属 庁 職 所 属 庁 印 氏 名 印				
備考				
※教示事項について(別紙)参照				

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、A列5番又はA列6番とする。
 - 2 所属庁印は、赤色とする。
 - 3 この用紙は、甲片及び乙片の2片とする。
 - 4 乙片にはとじ目の切断線を設けず、かつ、所属庁印及び印を省略するとともに、「収去証」を「収去証(控)」と、「甲」を「乙」と印刷するものとする。

○ ○
(別紙)
<教示> この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、○○に対して審査請求をすることができる(処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。) この処分に対する取消訴訟については、△△を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる(処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。)。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならない(裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。)。
<参照条文> ○食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)(抄) (立入検査) 第38条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、食鳥処理場若しくは食鳥処理業者若しくは届出食肉販売業者の事務所、倉庫その他の施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等の一部を無償で収去させることができる。
2~4 (略)
備考
1 教示文言中の「○○」には、収去者の所属庁を踏まえ、「厚生労働大臣」、「都道府県知事」、「保健所設置市長」又は「特別区長」と記載するものとする。 2 教示文言中の「△△」には、収去者の所属庁を踏まえ、「国(訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）」、「都道府県」、「保健所設置市」又は「特別区」と記載するものとする。

- 備考
- 1 教示文言中の「○○」には、収去者の所属庁を踏まえ、「厚生労働大臣」、「都道府県知事」、「保健所設置市長」又は「特別区長」と記載するものとする。
 - 2 教示文言中の「△△」には、収去者の所属庁を踏まえ、「国(訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）」、「都道府県」、「保健所設置市」又は「特別区」と記載するものとする。